

高根地区第 3 回学校運営協議会会議録

本高根地区第 3 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 6 年 7 月 2 9 日 (月)
場 所	高根小中学校 校長室
出 席 者	日野高行・行成美知代・渡辺壽生・菌部功 阿部一智・大澤泰彦・河本真紀子・三芳雅彦
欠 席 者	柳沢孝・平井直美・松本康彦
審 議 事 項 及び決定事項等	1 地域学校協働活動推進セミナーの意見交換 【決定事項等】
会 議 資 料	地域学校協働活動推進セミナーの資料
会 議 の 経 過	<p>1 地域学校協働活動推進セミナーの意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県の取組紹介 ・ 事例発表 所沢市立松井小学校 ・ 講義「学校と地域で創る学びの未来 ～地域コーディネーターの活躍を通して～」 文部科学省 CSマイスター 栃木県栃木市地域振興部地域政策課 社会教育指導員 鈴木廣志 氏 <p>阿部：たくさんの内容が盛り込まれていた。放課後子ども教室をしていて、基本的な生活習慣が身についてない児童が見受けられる。小学校前の生活習慣が大切。基本的なことを家庭でやってから小学校に入学しよう、地域と家庭が話し合える場が必要だと感じた。</p> <p>行成：いろいろな実践の根底には基本的なことがあるはずである。</p> <p>渡邊：立派な実践例の発表だった。自分たちでできることから始めたい。失敗談も知りたい。</p> <p>菌部：学校運営委員会の核は「熟議」だった。そのためには、テーマが絞られていないといけない。学力なのか生活態度なのか、人間関係なのか。高根地区ではどれを核にするか。それを決めて学校と熟議してい</p>

	<p>きたい。</p> <p>行成：関係機関それぞれの連携が必要である。民生委員をやっているたくさんの事例を見ている。余裕がない家庭も多く、支援を必要としている。</p> <p>阿部：学校が持っている教育機能を地域に、という内容があったが素晴らしいと思った。</p> <p>渡邊：校長のSOSを発するのが大変だという講演があったが、本校ではどうか。</p> <p>三芳：関係諸機関と日頃から関係が築けているかが大切である。</p>
--	---

日高市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事。
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事。

(法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の管理に関する事項

(法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

(組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

（任期）

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。